

奈良県告示第二百十四号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

平成二十九年十月三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
中村 義行	大和高田市立病院	大和高田市礪野北町一番一号	内科（心臓機能障害）	平成十五年 一月三十一 日
村田 颯也	医療法人和幸会阪奈中央病院	生駒市俵口町七四一番地	神経内科（肢体不自由）	平成二十九 年九月一日
酒井 浩	医療法人酒井診療所	北葛城郡王寺町王寺二丁目二番五号	整形外科（肢体不自由）	平成二十九 年九月十二 日
澤田 晃	医療法人果恵会恵王病院	北葛城郡王寺町王寺二丁目一〇番一八号	外科（肢体不自由）	平成二十九 年九月十二 日